

飯島賢二の『恐縮ですが』…一言コラム』

第 152 回 飲食費等交際費 5000 円基準について・損か？得か？

～ IKG ホームページ税務ニュースより

2006.6.4

平成 18 年度税制改正においては、1 人当たり 5000 円以下の一定の飲食費について交際費から除外されることになった。従来も「1 人当たり概ね 3000 円」という目安があったが、これは明文化された規定では無く、当局が慣例的に運用していたものだ。これが、今回はじめて明文化（法令化）されたわけである。

具体的には、社外の者に振る舞った飲食費等について、その金額が 5000 円以下であれば接待交際費ではなく、その実態に合わせた費用（会議費、福利厚生費など）にできるということ。

交際費は、資本金 1 億円超の大企業では全額が損金不算入、中小企業でも損金に算入できる額が限定されている。基準が 3000 円から 5000 円に上がったことは喜ぶべきことなのかもしれない。

しかし、事はそう簡単ではない。従来の 3000 円基準は単なる解釈だったが。解釈であれば、そこにある程度の余裕が生まれる。たとえば、3000 円以上でも実態が会議費等である場合、また 3000 円を多少オーバー（3100 円など）した場合などは、それを当局に主張することができた。ところが、5000 円が法令化されると、その実態がどうであろうと、5000 円を超える飲食費等は交際費とされることになりかねない。

"一人あたり"という基準もクセ者。これが厳密に運用されると、領収書等に人数や接待相手を書き込むというような対応が必要となる。この辺は今後の当局の運用を待つしかないが、いずれにしても、飲食費等が発生した場合は、その実態（ヒト・モノ・カネ）を分かるようにしておくことが重要になる。財務省令では、その内容を以下の通り、規定している。尚、詳細は国税庁のホームページに Q&A 形式で載っているの、参照して戴きたい。（国税庁法人税 <http://www.taxanswer.nta.go.jp/houji305.htm>）

1. 当該飲食等のあった年月日
2. 当該飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名又は名称及びその関係
3. 当該飲食等に参加した者の数
4. 当該費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称（店舗を有しないことその他の理由により当該名称が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名又は名称）及びその所在地（店舗を有しないことその他の理由により当該所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）
5. その他参考となるべき事項